

業務委託契約書

1 業務の名称	令和8年度滋賀マザーズジョブ ステーション（近江八幡）等託児業務								
2 契約金額（委託料）	円								
（うち消費税および地方消費税の額）	（ 円）								
3 延長託児1時間当たりの加算額 （右記の単価に延長託児を行った時間を 乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て））	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保育士等（2名分）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（うち消費税および地方消費税の額）</td> <td style="text-align: right;">円）</td> </tr> <tr> <td>サポーター（1名分）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（うち消費税および地方消費税の額）</td> <td style="text-align: right;">円）</td> </tr> </table>	保育士等（2名分）	円	（うち消費税および地方消費税の額）	円）	サポーター（1名分）	円	（うち消費税および地方消費税の額）	円）
保育士等（2名分）	円								
（うち消費税および地方消費税の額）	円）								
サポーター（1名分）	円								
（うち消費税および地方消費税の額）	円）								
4 履行期間	令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日 まで								
5 履行場所	滋賀県立男女共同参画センター								
6 契約保証金（第4条関係）	免 除								
7 適用除外項目 （約款中に適用しない旨の記載がある 場合を除く）	-								
8 その他特記事項									

上記の業務について、発注者と受注者は、双方の合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

本契約の証として本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

発注者

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

受注者

所在地

氏 名

（法人の場合は法人名称・代表者役職・氏名）を記載

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに発注者に納入し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

(善管注意義務)

- 第2条 受注者は、委託業務の遂行に当たり、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(委託料内訳書)

- 第3条 発注者が必要と認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。
- 2 委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。
- 3 委託料内訳書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 この契約に要する保証については、第4条の2に定めるところによるものとし、第4条の3の規定は適用しない。

第4条の2 契約保証金は、免除する。

第4条の3 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定期間継続してする物または役務の給付について単価を定める契約をした場合における契約保証金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定した額とする。

2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債または地方債
- (2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (3) 発注者が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手
- (4) 発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 発注者が確実と認める金融機関の保証
- (6) 保証事業会社の保証

3 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

(検査および引渡し等)

第5条 成果物および業務完了報告書等の納入等ならびに検査については、第5条の2に定めるところによるものとし、第5条の3、第5条の4および第5条の5の規定は適用しない。

(成果物および業務完了報告書の検査、成果物の引渡し)

第5条の2 受注者は、委託業務を完了したときは、発注者に対し、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を納入し、業務完了報告書を提出するものとする。ただし、成果物を納入する場合には、発注者および受注者が協議の上、業務完了報告書の提出を省略することができる。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められたときは、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から第1項の成果物の納入および業務完了報告があったときは、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、成果物の検査について必要があると認めるときは、第三者に委託して検査を行うことができる。
- 4 発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。
- 5 第3項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

(成果物の検査および引渡し)

第5条の3 発注者は、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）の納入があった場合には、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、必要があると認める場合には、第三者に委託して検査を行うことができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。
- 3 第1項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

(完了報告および検査)

第5条の4 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められた場合には、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から第1項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。

(業務実績報告および検査)

第5条の5 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務実績報告書に委託料精算書を添えて発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、受注者から業務完了報告があったときは、その日から起算して10日以内の日また

は本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。

(委託料の請求および支払)

第6条 委託料の請求および支払については、第6条の2に定めるところによるものとし、第6条の3および第6条の4の規定は適用しない。

第6条の2 受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。なお、委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の作成は省略するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について概算払することができる。また、概算払された委託料の合計額が精算額を上回ったときは、受注者は概算払の額と精算額との差額を発注者が指定する日までに返納するものとする。
- 5 前金払および部分払は、これを行わない。

第6条の3 受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について前金払することができる。
- 5 部分払は、これを行わない。

第6条の4 受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められた場合には、発注者が指示する方法によりこれを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

5 前金払および部分払は、これを行わない。

(履行期間の延長)

第7条 受注者は、履行期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰することができないときは、発注者は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第8条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 発注者および受注者は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 業務完了後に本契約により定められた内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し(以下「修補等」という。)を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者が協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、発注者および受注者が協議して定める。

(特別な事情による契約金額の変更)

第13条 受注者は、履行期間中に市場価格等の上昇その他の予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第1項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 受注者、受注者の役員等(受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 第 12 条の規定により、発注者が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の 2 分の 1 以上に及ぶとき。

(2) 第 12 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が 3 分の 2 以上減少することとなったとき。

(3) 発注者が契約に違反したため、成果物の納入または委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第 16 条 第 14 条第 1 項または前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または委託業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(再委託)

第 17 条 受注者は、再委託(委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることをいう。以下同じ。)については、第 17 条の 3 に定めるところによるものとし、第 17 条の 2 の規定は適用しない。

第 17 条の 2 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

第 17 条の 3 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(業務実施体制等)

第 18 条 受注者は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、発注者が求めるときは、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を発注者に通知するものとする。また、この場合において、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

2 受注者は、再委託に係る発注者の承認を得た場合は、前条の規定による再委託先についても実施体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

第 19 条 委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。なお、作業場所が発注者の事務所内である場合の受注者の従事者に係る服務規律等については、発注者および受注者が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指揮命令は、受注者が行うものとする。

(業務履行中の検査、監督および指示)

第 20 条 発注者は、必要があると認める場合には、業務履行中に受注者の委託業務に対する検査、

監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(進捗状況等の報告)

第 21 条 受注者は、発注者から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第 22 条 受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別添）を守らなければならない。

(秘密保持義務)

第 23 条 発注者および受注者は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
- (2) 開示後、発注者および受注者の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

2 受注者は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

3 受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第 24 条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 25 条 受注者は、本契約の履行に当たり第 14 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(作業場所等の制限)

第 26 条 受注者は、秘密保持および委託業務遂行上の必要性から、発注者の事務所内で作業を行う必要がある場合には、発注者にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件

を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合において、作業場所および機器等は、発注者の使用するものと明確に区別するものとする。

3 受注者は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを委託業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

4 受注者は、第2項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を受注者の従事者に遵守させなければならない。

(1) 受注者が発行する身分証明書を常時携帯し、発注者の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(2) 法人名入りの名札を着用すること。

(資料の提供)

第27条 受注者は、発注者に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

2 発注者は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を受注者に通知する。

3 提供方法は、発注者と受注者が協議し決定する。

(資料の管理)

第28条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

(1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。

(2) 発注者の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 発注者の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。

(4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく発注者に返還し、または事前に発注者の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、発注者から要求があった場合には、この台帳を発注者に提出する。

2 受注者は、発注者の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第29条 受注者は、提供資料を、発注者の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

(事故等の報告)

第30条 受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況

等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

(著作権、特許権等の取扱い)

第 31 条 受注者は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、発注者が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受注者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(2) 受注者は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、発注者は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知すること。

(著作権の譲渡等)

第 32 条 本契約における成果物の著作権は、本契約に係る委託料の支払が完了したときに受注者から発注者に譲渡されるものとする。

2 受注者は、発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(管轄裁判所)

第 33 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

第 34 条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。

(運搬責任)

第 35 条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(契約費用)

第 36 条 本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(作業時等の自動車の使用)

第 37 条 受注者は、発注者の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第 38 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 受注者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。
(指示)

第10 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 の 報告)

第 11 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

第 12 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和8年度滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）等 託児業務委託仕様書

1 趣旨

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩を踏み出したい女性などを支援するために、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで実施する総合窓口として「滋賀マザーズジョブステーション（以下「ステーション」という。）」が、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）内に設置されている。このステーション利用時や就職活動中、就職に関する講座等を受講中の託児をはじめ、センター主催事業等への参加者を対象とした託児業務を委託により実施する。

2 委託業務の名称

令和8年度滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）等託児業務

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、別紙の「センター休所日」を除く。また、休所日を変更あるいは臨時に休所日を設定することがある。

4 業務内容

6の託児対象について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 託児業務
- (2) 託児申込みの受付、問い合わせ対応
- (3) 託児室の安全確保、衛生管理、清掃等
- (4) 月間活動実績報告書の作成、提出
- (5) 業務実施日ごとの「点検確認表」の作成、提出
- (6) その他、上記の委託業務を遂行する上で必要な事務、打合せ会議への出席、作業など

5 業務実施場所

センター内の託児室（幼児室）他。所在地は、近江八幡市鷹飼町80-4。

6 託児対象

生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児で、次に掲げる事項に該当する者（別記「センター事業計画一覧」）

- (1) ステーションの相談窓口を利用する者、就職活動中あるいは職業訓練中でステーションの紹介による企業訪問を行う者で託児を必要とする者
- (2) 男女共同参画相談や女性のためのビズチャレンジ相談を利用する相談者で、託児を必要とする者
- (3) センターで開催のステーション関連講座に参加する者、その他センターが主催または共催する講座等の事業参加者で託児を必要とする者
- (4) 保育所入所受付開始前に就労支援を集中的に行う「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」の期間中に実施する次の事業に参加する者で託児を必要とする者
 - ① 合同面接会・説明会（1回、4時間程度）
 - ② 市町による保育情報等説明会（3回、各3時間程度）

- (5) その他、図書・資料室等のボランティア従事者等センターが託児を必要と認める者
なお、上記対象児童を託児する際、その兄弟で小学校低学年の児童について、同時に託児依頼をすることがある。

7 業務実施体制について

受託者は、ステーション利用者ならびにセンター事業参加者等で託児を必要とする者を対象に、下記のとおり託児業務を実施するものとする。

- (1) 託児室の開室時間中は、託児業務従事者として、保育士または看護師資格を有する者を常時2名以上配置すること。
- (2) 乳児対応託児：生後6か月から1歳未満については「乳児」とし、乳児3名につき、託児業務従事者1名以上を配置すること。これを上回る配置は提案のこと。
- (3) 幼児対象託児：1歳以上については「幼児」とし、幼児6名につき託児業務従事者1名以上を配置すること。これを上回る配置は提案のこと。
- (4) ステーション開設時間中においては、上記6-(1)に掲げる者が必要とする託児を、常時5名まで受けられる人員体制を確保すること。
- (5) センターおよびステーションとの連絡調整、勤務割当等スタッフの取りまとめを行うコーディネーターを配置すること。また、必要に応じ上記(1)の託児業務従事者を兼務してもよい。
- (6) 上記(1)の有資格スタッフは、自ら託児業務にあたるとともに、他の託児業務従事者（任意の有資格スタッフ2名を除くスタッフ。資格の有無に関わらず、「サポーター」と称する。以下同じ。）に対して指導・支援を行い、託児業務従事者の配置についても配慮するなど、当委託業務における託児全体の安全を図る役割についても担うものとする。

8 託児室開室時間

原則として、センター開所日の午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜・祝日については午前9時から正午までとする。加えて、相談窓口における託児の発生状況、講座の開講時間等の都合で午後5時までの延長託児を依頼する場合がある。延長託児の依頼は、上記6-(1)および(2)の託児では当日の午後4時までに、その他の託児では5日前までに依頼する。

上記の開室時間は、託児を受け入れ可能とすべき時間帯であって、開室準備や後始末については、あらかじめこれに支障がないよう考慮して行うこと。

9 託児サービスの提供内容

- (1) 託児サービスの提供に対して、利用者から料金を徴収しない。
- (2) 託児の飲食物は、アレルギー反応などをはじめとする事故を予防するため、必要な場合であっても利用者の持ち込みに限るものとし、湯茶以外を託児業務従事者が与えることは、原則としてしない。
- (3) 託児時のおむつや着替えなどは、託児を依頼する利用者が持参するものとする。ただし受託者は、あらかじめ利用条件を明示して、利用者がおむつ等の用意を忘れるなどの場合に、利用者の実費負担によりおむつ等を提供することができる。
- (4) 上記(1)～(3)を含め、託児サービスの提供方針について、センターの承認を得て定めるとともに、利用者への周知および託児室への掲示を行うものとする。

10 保険加入

受託者において、託児業務従事者および託児対象乳幼児にかかる傷害保険等に必ず加入するものとする。

11 託児サービス実施手順

- (1) センターから、翌月の講座等の事業予定表を示す。講座等の託児の有無や規模についても、あらかじめ記載する。追加、変更が発生した場合はその都度知らせる。
- (2) 上記6-(1)以外の託児申込みについてはセンターが取りまとめ、利用日の5日前の午後4時までに受託者へ申込みを行うものとする。当日までにキャンセルや変更が判明した場合は、センターより随時連絡するものとし、3日前までは、若干の託児人数の変更にも対応すること。また、年齢や人数などの条件に変更が無く、あらかじめ受託者の了解を得ることを条件に、前日午後3時まで託児の変更を依頼することがある。
- (3) 上記6-(1)の託児申込みについては、利用者が所定の依頼票に記入し、各担当窓口にて「窓口利用者であること」の確認印を受けて、直接受託者へ申込みを行う。申込みは事前あるいは当日に行われるので、これに対応すること。
- (4) 受託者は、(2)および(3)の申込みを受け付け、保育従事者の配置を行い、託児を実施するものとする。
- (5) 他の保育所などにおいて保育士の加配などの措置を受けている児童など、センターにて託児を行う上で配慮を求める申出があった場合は、センターと受託者の間における取決めにより、十分な託児業務従事者の配置を行う、あるいは受入れ託児数の制限を行うなどの特別な対応を行うものとする。
- (6) 託児中に急な体調の変化や、非常に乱暴な振る舞いをするなどの児童が出た場合、特に他の託児へ影響を及ぼす可能性が高いようであれば、該当児童の保護者へ引取りを求めるなど、必要な対応を行うこと。保護者への連絡は、当委託業務担当者または保護者の参加事業主催者を通じて行うこと。
- (7) 託児の実施実績は、毎日その内訳を記録し、託児に使用した各室の「点検確認票」はその日のうちに事務室窓口へ提出すること。また、講座等の種類、乳児幼児の別、年齢別に託児人数と延長託児の数および託児業務従事者数の実績を月ごとに集計して、翌月10日までに提出すること。

12 託児受入数

- (1) 原則として、6-(1)の託児依頼が5名に達した場合、受託者は託児依頼を保留することができる。託児数が4名以下となったときは、速やかに託児依頼の保留を解除するものとする。
- (2) 託児室（準備室含む）のスペースは、同時に乳幼児20人までの託児を想定した広さである。従って、託児が20人を超える見込みとなった場合には、その都度、託児に使用する部屋をセンターがあらかじめ追加して用意する。
- (3) 6-(1)以外の年間受入託児数は650人と見込む。
- (4) (3)の年間受入託児数に対し、実績が110%を超える見込みとなった場合は、センターと受託者の間でその対応を協議するものとする。
- (5) 各月の委託期間が終了した後、その期間中の延長託児時間数を集計し、センターに報告すること。延長託児が発生した月は、延長託児時間数に延長託児単価を掛け合わせた金額を加算して、委託料を請求するものとする。
- (6) 延長託児は年間50回（時間）を見込む。また、延長託児におけるサポーターの出役人数は延べ10人（時間）を見込む。

13 託児室の概要 （位置はセンター平面図参照） （幼児室）

託児室床面積	約 48.5 m ² (幼児用トイレを含む)
園庭面積	約 67.5 m ²
主な設備・備品等	ロッカー、空気清浄機、扇風機、ベビーベッド、電話、ホットカーペット、木製遊具、砂場等

(託児準備室)

託児準備室床面積	約 22 m ²
主な設備・備品等	空気清浄機、扇風機、洗濯機、掃除機、流し台等

この他、授乳室、給湯設備などがセンター内にある。委託業務にあたって使用する光熱水費はセンターが負担する。

これ以外に必要な、遊具、アルコール等の消毒・衛生用品、事務用品等の消耗品類は受託者が用意すること。

14 業務組織表および託児業務従事者名簿の提出

受託者は、契約締結時に業務組織表および託児業務従事者名簿（氏名、保有資格等を記載したもの）を提出することとする。提出内容に変更の生じた場合は、速やかに変更内容について書面で提出すること。

15 業務の改善

受託者は、受託業務の実施にあたり、日常的な作業の手順、手続き関係の取り決め、緊急時の対応手順など、必要なマニュアルを整備することとする。マニュアルは委託者に提出し、内容について確認を受けること。

また、日々の業務の中で、安全性、的確性、公平性、効率性の向上を常に意識し、業務改善に努めなければならない。これにより、随時、必要なマニュアルの修正を行うものとする。

センターは、受託者に対して受託業務に関する調査または報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができる。この場合、受託者は、直ちにこれに応じてこの結果をセンターに報告しなければならない。

16 事故予防措置

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、乳幼児の負傷・盗難等の事故防止について万全の措置をとらなければならない。
- (2) 万一、本業務中に不測の事故等が生じた場合、迅速かつ適切に対応するとともに遅滞なくセンターへ報告すること。
- (3) 感染症等の予防に努め、受託者により衛生環境を整えることとし、託児受入れの基準作りや周知、感染拡大の防止などについて、センターとも協議のうえでマニュアル等を整備し徹底を図ること。
- (4) 地震や火災等の際、託児スタッフら受託者が、安全に託児中の児童を避難誘導し、保護者等へ確実に引き渡せるよう、マニュアル等を整備し日頃から備えること。
- (5) センターが実施する防災訓練等には、委託業務に支障のない範囲で参加し、日頃から災害発生時に備えなければならない。また、災害発生時にはセンター職員と協力し、被害の拡大防止に努めなければならない。

17 法令の遵守

本業務の遂行に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号）

18 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

19 その他

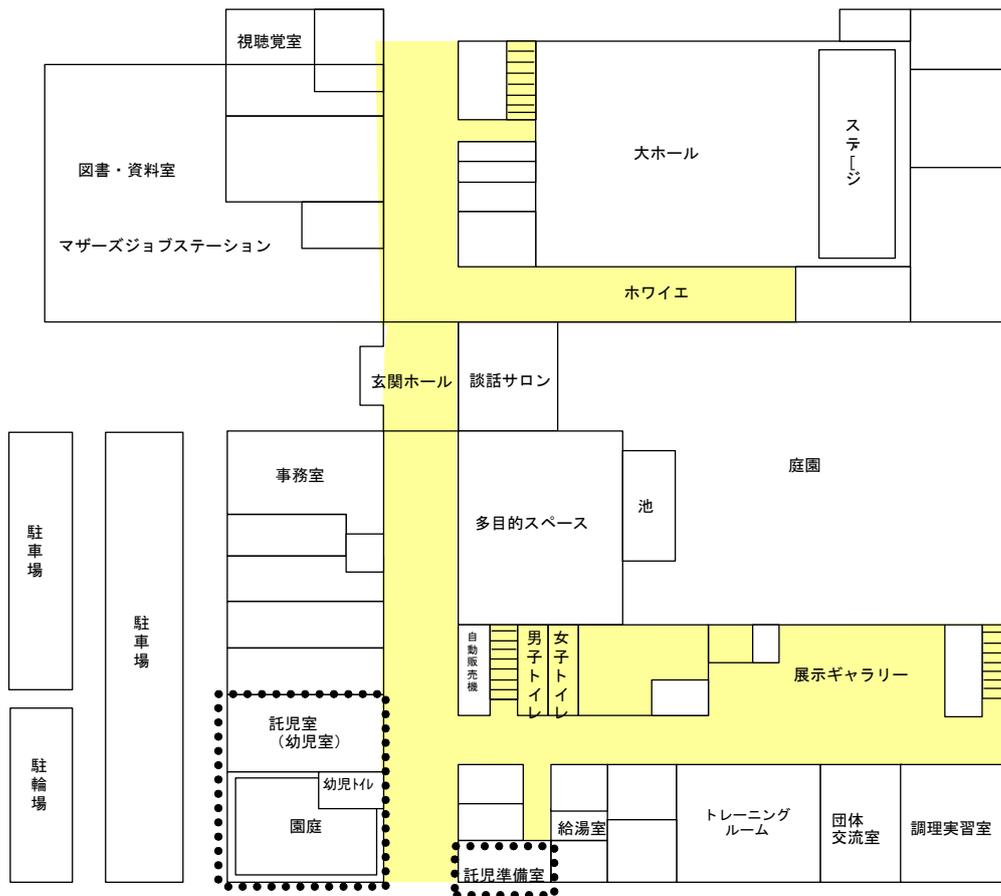
- (1) 受託者は、常に男女共同参画の視点に立って託児業務等を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了後または解除後も同様に有効とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を当センターの許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 委託業務の遂行のために当センターが提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。
- (4) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。また、委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 当該業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (6) 業務上必要な消耗品については、委託料の中から受託者が調達すること。ただし、蛍光灯など施設設備にかかるものは委託者が負担する。
- (7) 託児室および託児室洗面所と便所の床面、窓ガラス、エアコンのフィルタについては、別途専門業者による清掃を年 1～2 回実施する。それ以外の日常的な清掃については受託者が行うものとし、託児準備室については常に受託者で清潔に保つこと。
- (8) センターは、配偶者暴力相談支援センターであることから、緊急の対応や、臨時に特別な対応を要することがある。

別記「センター事業計画一覧」

仕様書6の 託児区分	事業	実施回数	託児見込数 (のべ人数)
6-(1)	ステーション各相談	毎日	700人
6-(2)	男女共同参画相談	毎日	60人
6-(2)	女性のためのビズチャレンジ相談	月2回	12人
6-(3)	ステーション窓口企画講座	年18回	176人
6-(3)	母子相談窓口企画講座（講習会等）	年14回	48人
6-(3)	保育士等再就職支援研修会	未定	4人
6-(3)	保育士再就職支援研修会	年2回	10人
6-(3)	G-NETシネマ	年6回	6人
6-(3)	G-NETフェスタ	年1回	4人
6-(3)	WO・MANネット講座等	年15回	85人
6-(3)	その他センター主催講座等	14回程度	160人
6-(4)	合同面接会・説明会	年1回	30人
6-(4)	市町による保育情報等説明会	年3回	36人
合計			1,181人

※各事業、実施回数、託児数は計画であり見込みであるため、実際の状況とは異なることがある。

滋賀県立男女共同参画センター 1F 平面図



滋賀県立男女共同参画センターへのアクセス

